平成２２年（フ）第１５２７２号
千葉県四街道市大日40―Ｄ201
債務者　鈴木　輝也
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３３６号
東京都江戸川区船堀１丁目１―２―625
債務者　蜂谷多津江
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３９４号
神奈川県川崎市高津区溝口２丁目32―１―910
債務者　中村　　修
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４０５号
東京都豊島区東池袋３丁目13―12―316
債務者　高橋　弘幸
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４０６号
東京都八王子市本郷町２―14―306
債務者　福島　良子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４０７号
東京都中野区江原町２丁目３－５―201
債務者　草間　直行
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４０８号
東京都杉並区善福寺４丁目25―16―Ｂ
債務者　中川惠美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４１７号
東京都世田谷区上祖師谷２―13―23―203
石塚方、住民票上の住所埼玉県新座市馬場２丁目12―13
債務者　原　菜穂子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３４７号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番28―302号、従前の住民票上の住所横浜市鶴見区駒岡４丁目12番16号
債務者　仁藤　静子（旧姓浦田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３９号
神奈川県座間市相武台３丁目4721番地の13
三協相武台駅前ハイツ604号
債務者　中村　准子（旧姓小瀬木）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５３２号
岡山市北区奉還町４丁目３番10号　三宅ビル301、前住所岡山市南区東畦686番地48
債務者　橋本　直昌
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１０号
岡山市中区山崎132番地３　セジュール山崎Ｂ―101号
債務者　砂崎　修一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１１号
岡山市中区山崎132番地３　セジュール山崎Ｂ―101号
債務者　砂崎　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２９号
東京都狛江市元和泉１丁目11番14号フォンテーヌ恵202
債務者　河野小百合
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１４４号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―21―403
債務者　田口　俊之
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部